

第3回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会

日 時	令和7年9月30日（火） 13：30～15：00	
場 所	越前市市役所 3階 第3委員会室	
議 題	（１）第2回協議会補足説明 （２）適正な使用料の検討の進め方について （３）使用料体系について （４）使用料改定した場合の影響について	
資 料	・第3回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会 次第 ・第3回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会 座席表 ・第2回協議会 補足説明資料 ・第3回協議会資料『適正な下水道使用料の検討について』	
出席者	委員	奥村会長、山下委員、永田委員、柴田委員、下村委員、畝田委員、牧井委員、牧野委員
	事務局	山田部長、山田建設部理事、兵課長、須磨課長、小谷副課長、斉藤副課長、市村所長、GL4名、担当者2名、委託者4名
欠席者	委員	横住副会長、禿委員、宇野委員
議事録		
1. 挨拶	事務局より（１）第2回協議会の補足内容の説明 委員 資料9ページの資金不足額の92,443千円はどこから計算された数字か。5年平均の計算式等があればわかりやすいが、92,443千円の結果の数値しか出てないためわかりにくい。この数字はここからきているという根拠が分かれば良い。 事務局 表の1番下の不足額から逆算して算出している。 次回、計算根拠等を説明する。	
2. 第2回協議会補足説明		
3. 適正な使用料の検討の進め方について説明	事務局より（２）適正な使用料の検討の進め方について説明 委員 普段行っている会社運営とか店舗運営の感覚からすると、資料8ページにある“汚水処理に必要な経費”949,866千円を下げるということとはできないのか。 事務局 現行の経営戦略上の経営計画より経費を算出している。将来的には経費を下げるための様々な施策、取組を経営戦略上で示している。	

委員	企業運営において通常で考えると経費を下げるか、収入を上げるかしか経営改善はないと思う。しかしながら、現行からパターン 2 までは、汚水処理に必要な経費は賄えるけど、もし何かあった時の修繕や資産維持費が全くない。この状態になると、収入を増やさないとこれから先維持しようと思うと非常に難しいのかなと思うのですが。
事務局	支出の方は、これまで十分努力を重ねており、今まで 20 年間使用料の値上げを行っていない。職員人件費を減らすために窓口業務および設備管理の委託なども進め、民間の競争力を活用し、コストを下げる努力をしている。工事の工法や費用の見直しも行い、現時点でできることは一定程度実施済み。将来的な費用削減案としては、国が推進する「ウォーター P P P」という新しい民間連携の導入を模索しており、導入すれば、補助金の活用も可能となることから、今後の検討課題として位置づけている。しかしながら、こうした費用の削減努力以上に収入が不足していることで、使用料の適正さについて協議しているところである
会長	これまで、事業の経営努力や下水道の地方公営企業法に基づく会計に移ってからの将来戦略も含めて色々検討してきた中で、国としては「ウォーター P P P」を始めたが、民間連携は、地元の維持管理を行う人、人材や設備投資などを含めて適切に行うことで地域がうまく回ることも考慮されている。この経営戦略を策定している背景については十分に考えて、数値を出しているとのことで、当然さらなる努力とか、あるいは技術革新など将来なにがあるかわからないため、確定的ではないが、試算として計画を立てていく数字なので、この数字を固定で考えて頂いたうえでご意見を頂きたい。
委員	減価償却費は、起債の償還に充てているのか。
事務局	資産を何か建設した場合に、起債という借金をして建設することがほとんどで、償還年限というものがあり、家のローンのようなもの。減価償却費に関しては耐用年数で計算するもので、下水道の管については 50 年もつということで、減価償却費については資産を作ったものを 50 分の 1 にして計上しているようなものである。考え方としては、起債を借りた場合は、減価償却とほぼ同額の起債償還が毎年必要ということになる。
委員	起債の償還はしていないのか。しているのであれば、どこに記載があるのか。
事務局	起債の償還はしている。今回の資料にはないが、経営戦略に添付されている。
委員	支払利息が 2 億 6000 万ほどで、公債の支払利息ということか。

事務局	建設する際に借りた起債の償還に対する利息の支払いである。
委員	収益的収支のなかでどの項目になるのか。
事務局	収益的収支には、減価償却・支払利息が記載されていて、元金償還については、収益的収支とは別の資本的収支に記載されており、毎年約 16 億円計上されている状態である。
委員	16 億円はどこから支払われているのか。
事務局	使用料で足りない分については、全て基準外繰入金や一般会計から出ている。
事務局	収益的収支で投資、ものを作ったりするようなお金を作って、もうひとつの投資的経費で支払う。収益的収支の減価償却費については、管を作った場合は、50 分の 1 にして、本当は積み立てて次の投資に使うお金にするが、現在は積み立てるほど余裕がなく、減価償却費 16 億円がそのまま投資的経費の起債の償還に当てられている状態である。減価償却費は実際に現金の支出はないので、その分を置いて投資のものを作ったりするときは、お金を借りてそれを返す時のお金にほぼ充てている。
委員	起債の利率は 1.6%か。
事務局	前提条件にて 1.6%にしている。
委員	いつ借りたのか。
事務局	起債は、毎年発行しており、今持っている中で利率が一番高いと平成 6 年の 3.85%であり、低いと 1.2%や 0.9%であり、今後の見込みで 1.6%ほどとしている。
会長	使用料が据え置きで変わらなかったのは、減価償却費分のお金を貯めるほど余裕があったからではなく、その分のお金を次の起債償還に充てる形で、いわば自転車操業のように事業を継続してきたから、という風に解釈してもよろしいか。
事務局	その通り。それでも足りない部分は基準外繰入金で補填していたというのが現状。
会長	平成 6 年において利率が 3.85%であるが、利率が高い時の要因は何か。

事務局	平成 6 年が特別高いということではなく、それ以前もバブル時代ということで、5 %～6 %の年もあった。バブル崩壊の影響もあり、平成 6 年以降から徐々に落ち始めて現在は 1 %程度になっている。 今よりもっと高い 5 %～6 %で借入をしていた時もあったが、国が借り換えを認めたので、高い利息については、当時借り換えで対応をした経緯がある。
委員	利息が安いものに借り換ができるのか。
事務局	国で許可されたことなのでできた。
委員	銀行から借りたのではないか。
事務局	郵便局、民間の場合もあるが、基本的には当時は国から借入をしていたので、国の財政融資というところに利息を払っていた。
委員	30 年償還や 20 年償還の規模になると、元金は通常であれば返せないはず。
事務局	国が 3 年間特例として認めたので、借り換えを行うことができた。
会長	金利の今後の見通しでは平均 1.6 %としているが、高くなるリスクはあるか。
事務局	あくまでも予想なので、今後の社会情勢を鑑みて判断していく予定である。
4. 使用料体系について	事務局より（3）使用料体系について説明
5. 使用料改定した場合の影響について	事務局より（4）使用料改定した場合の影響について説明
委員	資料 22 ページに記載されている「使用料改定による年間の影響額が、36 %改定では年額 1 万円を超える」ということであるが、下水道がインフラとして汚水や雨水を処理しているという事実は、一般市民には十分に認識されていないのが現状である。そのため、「なぜ 1 万円も増えるのか」と理解を得ることが難しいのではないかと。 また、金銭感覚は個人によって異なり、旅行などの任意の支出とは異なり、下水道使

	用料の増額は一般的に受け入れにくい。しかし、施設の老朽化対策に加え、全国的に発生している事故や異常気象への対応、さらには昨今の物価上昇を踏まえると、将来の子どもたちに過度な負担を残さないためにも、改定率 36%を目指すことが望ましい。とはいえ、一度に大きな負担を求めることは困難であるため、例えば 12%ずつ 3 回に分けて段階的に改定を行う方法も検討してはどうか。 最も重要なのは、市民への丁寧な周知と理解をしてもらうことである。市のホームページに情報を掲載するだけでは不十分であり、市役所としては、地道に住民に対して説明を尽くす努力を重ねていただきたい。
事務局	議会からも住民説明の必要性についてご意見はいただいております、説明は積極的に行っていきたいと考えている。36%改定となると他市町の平均値上げ率がおおよそ 20%であり、それを大きく上回ることになるため、改定の方法を含め市民への影響を考慮していきたい。現状としては、丁寧に市民の皆様へ説明し、下水道事業の現状に理解を得ることを第一に考えている。
会長	前回、47%改定を行ったと思うが、その際の市民の反応はどのようなだったか。
事務局	当時は説明の場を設けることもなく、当時の職員も残っておらず詳細は不明だが、そこまで反発はなかった。
委員	改定前の当時の料金が比較的安価であったため、市民の間ではそれほど強い抵抗感ではなかったように思われる。 私の意見としては、将来に向けて責任を持って下水道を維持していく必要があると考える。また、企業会計は企業で賄っていくべきであるというのは基本的な考え方であり、これは間違いないと思う。しかしながら、こうした考え方が市民に十分に理解されていない部分もあるため、丁寧な説明が不可欠である。36%の改定が最も望ましいと考えるが、市民の負担感を考慮すると、今回は 25%の改定が適切ではないかと考える。 個人的には、居住地が合流区域であるため、融雪によって下水道使用量が増加し、結果として料金が高くなる傾向があり影響が大きい。
会長	合流区域を分流にする計画はないのか。
事務局	合流区域は街中なので、分流にするための場所がとれないのが現状。今後の課題として認識している。
委員	22 ページの影響額をみて、このぐらいの額であれば仕方がないのかなと思うが、子育て

	世代などお金のかかる家庭はどのように感じるのかは分からない。36%改定となると、県で2番目に料金が高い市となるので、反発が大きいと思うがどう考えているのか。 また、今後何年後かに、さらなる料金の見直しの予定はあるのか。
事務局	ほかの市町でも料金改定の話はあるので、もしかしたらその料金改定の結果次第では、県で2番目の料金ということにはならないかもしれない。 料金の見直しの予定については、5年ごとに経営戦略を改定し、その都度検討していくことを考えている。
委員	正直なところ、12%の改定であっても、子育て世代にとっては厳しいと感じる。生活費の上昇に加え、勤務先においても経費が増加している現状において、下水道使用料まで上がるとなると、家計や企業への影響は非常に大きい。特に電気・ガス・水道は負担増が体感しやすい。特に気になるのは、なぜその改定率なのかという点である。他の社会保障制度など、全体のバランスを踏まえた上での根拠を明確に示していただきたい。仕方がない」という説明だけでは、納得できない。シミュレーションされた3つの改定案のうち、単に中間の改定率を選ぶという安易な判断は避けてほしい。
委員	今、国民負担率が46.6%の公共料金額で、さらに物価が上がる、物価が上がれば普通なら賃金も上がる。税収が上がるはずである。所得税も上がる。所得税が上がれば住民税も上がる。その時に、下水道料金、上下水道の料金も、これは公共事業ですよね。公共の事業で46.6%に含まれる。
事務局	国民負担率の計算上の金額には、下水道料金及び水道料金は含まれず、税金と社会保障が対象となる。上下水道事業は公営企業なので、使った人（受益者）に料金を支払ってもらう仕組みとなっている。
委員	けれども、これは税金である。だから税金を上げるってということでは。市がやっているのだから。
事務局	上下水道や高速道路などの受益者が特定できるサービスについては、使用料で必要経費をまかなっていくのが原則になる。今回の料金改定は、今まで一般会計からの基準外繰入金で賄っていた分を、受益者からの使用料だけで賄うことができるようにすることを目的としている。税金は、受益者が特定できない、福祉や教育、道路とか橋の修繕に充てるものであり、下水道の使用料とは性質が異なるということをご理解いただきたい。

委員	公共料金ではないということか？
事務局	公共料金というくくりには含まれるが、上下水道以外の、電気や鉄道、郵便も公共料金の一部になる。こういったサービスの中で、上下水道に関しては市が運営しているだけで、税金とは異なる。
委員	一般的な感覚はそうではないと思う。
会長	そういった感覚もあると思う。市町によって上下水道料金は異なるが、それなら安いところに移住しようかなという行動はなかなかとれない。だからこそ、料金改定の影響を直接受け続ける定住者や事業所などには、独立採算の必要性をしっかりと説明するということが、一番重要なポイントだと思う。 また、基準外繰入金で賄っている費用が使用料だけで賄えるようになったときに、その浮いた部分のお金をどういった政策に有効活用できるのかということまで、答申できればいいと思うが、具体的な投資先について、ほかの部署との意見交換はされたのか。
事務局	直接関係部門と話したわけではないが、財政部門との話で、基準外繰入金の２億近いお金があれば、除雪費用やイベント費用、子供のための政策など、もっと使い道があるという話は出た。事務局としても、下水道使用者ではない方にまで、料金を負担させてしまう現状のあり方は問題視している。 料金表では、使用量が多くなるほど使用料が上がる仕組みになっているが、これは汚水処理量が増えれば増えるほど、施設の維持費や投資費用などが大きくなっていくからである。使用量に沿って段階的に料金を上げることで、負担の公平性を図っている。
会長	使用量が多いところは単価が高いということだが、大口の使用者は、高いから節水するとか、自分で専用水道を整備するとかの動きはあるのか
事務局	料金を上げると節水をするところはある。大きい工場だと、処理しきれない水量を出すので、水質を守るためにも、個人個人で処理施設を所有して対応いただいている。
会長	先ほど合流区域の雨水の話があったが、雨水も含めた汚水の処理はどうしているのか。冬場に融雪水で処理しきれないということはないのか。
事務局	合流区域については、雨水によって処理場の処理能力を超過することがあるため、その際は生物処理ではなく、沈殿池にて簡易処理を行い、塩素消毒をして日野川に放流している。

6. 今後のスケジュールについて	事務局より今後のスケジュールについて説明 次回は 11 月頃予定 日程は後日調整
-------------------------	--